

第3回

デジタル大陸の著作権

林 敏彦（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

設立されて15カ月のベンチャー企業を相手取って、全米レコード工業会（RIAA）が法廷闘争を繰り広げている。訴えられたのはナップスター社というカリフォルニア州レッドウッドシティのベンチャー企業。

創設者のショーン・ファニングは、1999年1月、ノースイースタン大学の1年生のとき、MP3方式の楽曲ファイルを友人と共有するソフト「ナップスター」を開発し、それが企業設立のきっかけとなった。ナップスター社は今やベンチャー・キャピタルから1500万ドルを得て、従業員45人の企業となっている。

ナップスターは、インターネット上でMP3ファイルを交換するソフトである。このソフトはナップスター社のウェブサイトから誰でも無料でダウンロードできる。これを使って、ユーザーは自作の楽曲MP3ファイルを交換のためナップスター社のサーバーに登録する。現在ではナップスターをダウンロード

したユーザーは2000万人、9月までには3000万人に達するといわれている。

音楽愛好家はナップスターのウェブサイトですぐ好みの曲のタイトルを探し、そこから張られたリンクを通じて、地球上のどこかのだれかが提供しているファイルを無料で自分のパソコンにダウンロードすれば、MP3だからCD並みの音質で聴くことができる。すでに何百万人ものナップスターのユーザーが、好みの楽曲を持ち寄り、好みの曲を見つけては楽しむコミュニティを形成している。

RIAAが問題としたのは、許可なく曲をダウンロードして聴くことは、海賊版違法コピーの制作に当たり著作権の侵害である、ナップスター社は音楽著作権の大規模な侵害を助長するソフトを配布している、という点である。一方ナップスター社側では、会社としては著作権の侵害行為を行っておらず、会員が相互に個人的ファイルを交換することに違法性はない、という。

提訴を受けたサンフランシスコ地方裁判所のマリリン・ペイテル判事はこの7月28日、RIAAの主張を入れて、ナップスター社に著作権の付された曲の配信を差し止める命令を下した。ナップスター社はそれを不服としてこの業務停止命令の執行猶予を連邦高裁に求め、高裁はそれを認めた。さらにナップスター社は、8月18日連邦高裁に下級審の判定を取り消す訴えを起し、現在法廷の内外で論争が続いている。

### ナップスター論争の焦点

RIAAは、ナップスター社の営業停止もファイル交換事業の中止も求めてはいない。無料で楽曲のインターネット配信を希望するアーティストの権利も認めている。ただ、RIAAの主張は、アーティストたちのために、著作権の付された曲についてのみ、その保護を徹底して欲しいというものである。具体的には、ナップスター社に著作権付きの曲を選んでその配信を差し止めるよう求めている。

ナップスター社はこれに対し、何十万曲も登録される曲から著作権付きのものを選別することは事実上不可能であり、すべてを差し止めればユーザーの表現の自由を侵害することになる、と反論する。

著作権法を専門にする法律家の間でも意見は分かれている。アーティストに無断で音楽ファイルを交換することは違法性が強いとしても、それを防止する責任を機器や交換ソフト

の提供者やプロバイダーに求めることができるかどうか争点のようだ。すべての法律は、パソコンでMP3ファイル化された音楽を聴く技術ができる以前に作られていて、直接この件を裁くのに役立たない。

アーティストたちの意見も分かれている。当然ナップスター社を犯罪者、ドロボウ呼ばわりするグループもあるが、中には、インターネット時代の新しい音楽流通の仕組みとしてナップスターを活用しようとするところもある。ナップスターにサンプルを公開すれば、何百万人にもそれを聴いてもらえる可能性があり、ひいてはCDアルバムの売り上げにプラスに働かろうという読みだ。

音楽愛好家の間では、24歳以下の若年層で音楽ソフトの無料交換はかえってCDの売り上げ増につながるという意見が多く、35歳以上では、著作権侵害の弊害を指摘する声が強い。この事件への専門家のコメントとしては、ナップスターは違法性が強いものの、アーティストの権利も保護し、新しい技術の進展も妨げないような方新しい仕組みを考えなければならない、という意見が多い。

### 音楽ソフトの経済学

ナップスターのテクノロジーでは、楽曲のタイトルを蓄える集中型のサーバーが必要である。そのため、本来ならば不正コピーを制作・交換している個人ユーザーを問題とすべ

きであるにもかかわらず、R I A A係争ではナップスター社が標的とされている。

しかし、その後現れたヌーテラというソフトは、MP3だけでなくビデオを含むあらゆるソフトの交換を可能にし、しかも、中央にサーバーを必要としない。ヌーテラは、常時接続された何千万人という会員のパソコンのハードディスクに入ってファイルを検索し、目当てのファイルをコピーするソフトなのである。こうしてできあがるファイル交換ネットワークは、ピア・ツー・ピア・ネットワークと呼ばれている。

こうなると、不正コピーを摘発しようにも、もはや標的にすべき会社すら存在しない。違法であれ合法であれ、ヌーテラの会員がファイルをダウンロードすることを禁止するのは、口コミで村民に噂が広まるのを防止することと同じほど難しい。したがって、ある著作権専門の弁護士が言うように、音楽ソフトウェア業界は個別訴訟で勝訴しても、「技術革新」に対する戦いでは負けつつある。

この問題の経済学は意外に単純だ。音楽にせよ映像にせよ、デジタル・ファイルになったとたん、無費用で完璧なコピーができる世界に入っていく。コピーの限界費用がゼロである以上、競争が起こればコピーの価格はゼロになる。デジタル大陸では、音楽ファイルはユーザーにとって無料となる運命にあるのだ。電子透かしなどの技術で不正コピーを防止しようとするのは、旧大陸の発想をひ

きずった考えで、デジタル技術の本質と相容れない。

ところがアーティストやクリエイターにとっては、音楽の制作には費用がかかる。その費用が回収できないようでは、創作活動を維持することができない。創作活動を失うことは社会にとっても大きな文化的損失である。ここにおいて、旧大陸の音楽産業は、本来無料のコンテンツをレコードやCDというメディアに乗せて配送し、メディア単位で課金するというビジネスモデルを発展させた。それが物理的に物売り買いする市場の取引慣行によくマッチしていたからである。

しかし新大陸では音楽はデジタル信号であり、その流通を市場に委ねるならば、市場価格はゼロとなる。しかし同時に、音楽はリスナーの間に大きな消費者余剰を生じさせる。その消費者余剰をどうやって回収し、アーティストへの補償に当てるか。アーティストとリスナーをつなぐ新たなビジネスモデルが開発されなければならない。

### 日本レコード協会の動き

8月15日付の『日本経済新聞』によると、日本レコード協会は、携帯電話による音楽配信サービスを計画する携帯電話会社などと、著作権保護に関するネットインフラを構築する。携帯電話会社や電機メーカーなどと、違法コピーに関する技術上の取り決めを交わす予定ともいう。

確かに、iモードに代表されるように、モバイルなインターネット利用環境がアメリカよりも進んでいる日本では、携帯端末を使って無線で音楽をネット配信するサービスに大きな可能性が見込まれる。そのうちウォークマンといえば、携帯型のテープやCDのプレーヤーではなくて、双方向通信機能を備えた携帯ラジオ型の音楽（ビデオ）再生装置のことを意味するようになるかもしれない。それだけに日本レコード協会が神経をとがらせるのも無理はない。

ただし、これからの音楽産業は不正コピーを防ぎつつ一曲ごと一人ずつのリスナーに課金する方法はあきらめた方がよい。代わりに考えられるのは民放型ビジネスモデルである。著作権使用料は音楽配信事業者から売り上げの一定率として回収するが、音楽配信事業者は曲を無料で配信する、音楽配信事業者の収益は広告出稿料でまかなうというやり方である。これならリスナーの側からはFM放送と同じ感覚で抵抗がない。

もう一つは、契約制のNHK型ビジネスモデルである。ナスダックに上場しているイーミュージック・ドット・コムでは、月額10ドルの固定料金で、音楽を好きなだけダウンロードできるオンライン配信サービスをこの7月から開始した。消費者と音楽業界の双方を満足させる解決策として期待されている。

第三の道としては、かつての社会主義国家のモデルが考えられる。アーティストを国家

公務員として雇用し、楽曲は国民が無料で自由にコピーできるようにする方法である。もっともこの方法でロックスターが誕生するとは考えにくい。

## 革命の本質

IT革命という言葉がよく使われる。革命とは、根本的変革というほどの意味であろうが、その本質は権利の再配分といえるだろう。ブルジョア革命は、政治的、財産的権利を王侯貴族から市民に移転した。リンカーンは奴隷という人的資本の所有権を主人から奴隷本人に移転した。農地革命は、農地の所有権を不在地主から小作人に付け替えた。

旧大陸からデジタル大陸への移動に伴って、さまざまな財産権の移転、再定義が避けられない。音楽ファイル交換ソフトの出現は、音楽の生産者、流通事業者、消費者の間に帰属すべき価値の再定義を求めている。たとえば、未熟な演奏家の音を素材としてデジタル技術で加工してCDを作るやり方は、デジタル信号のみが唯一の製品である限り、価値を失っていくだろう。たとえば、CD原価の大半を占める流通、宣伝活動の価値は、ファイル交換による流通の発展で激減するかもしれない。

反対に、音楽をはじめとするエンターテインメント・ビジネスは、プロ野球やプロサッカー、あるいは実演芸術をモデルとして発展することになるかも知れない。つまり、人間

のパフォーマンスは、匂い、味、触感、熱気、興奮、臨場感などデジタル化できない部分を多く含む実演と、テレビ中継されたバーチャルなサービスとに分化すると予想される。アーティストとしても、ライブで伝える力量と内容を持たない者は淘汰されるだろう。新しく価値を獲得する人間と既得権益を失う人間とが現れるのは必定だ。

ところでナップスター社自身のビジネスモデルはどうなっているのだろうか。筆者にはその収益構造がまだよく分からない。メディアを騒がせ、法廷闘争でパブリシティを獲得してから、アメリカ法の支配が及ばないケイマン諸島かどこかに登記上の本社を移し、そこから何か有料ビジネスを始めるのだろうか。だとすればこの一文も、19才の若造に名をなさしめることに一役買ったことになったかもしれない。